

ご寄附のお願い

公益財団法人浜松交響楽団

浜松交響楽団は、2012年3月28日に公益財団法人の認可を取得いたしました。それにより、当楽団へのご寄附は税制上の優遇措置が受けられます。

当楽団の活動にご賛同いただける皆様からのご寄附をお願いいたしております。皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

公益財団法人浜松交響楽団とは・・・

浜松交響楽団は、「楽器のまちから音楽のまちへ」との願いをこめて1976年に(社)浜松青年会議所により設立されたアマチュアオーケストラです。1978年に財団法人格を取得し、2012年より公益財団法人に移行しました。浜松市内や近隣の市町に居住する約120名のメンバーで日々活動しています。

アクトシティ浜松・大ホールでの年間2回の定期演奏会をはじめ、親しみやすい名曲を幅広い年齢層の皆さんに楽しんで頂く「はましんファミリーコンサート」や、フル編成オーケストラで小学校や中学校を訪問する「移動オーケストラ教室」など、年間を通して地域に根差した活動を続けています。

これまで、2000年にサントリー地域文化賞、静岡県知事賞、NHKあけぼの賞、2006年には第59回中日文化賞を受賞しています。

設置目的（定款第3条）

この法人は、交響管弦楽による音楽芸術の普及向上と、市民及び青少年の情操教育の推進を図り、もって静岡県の文化の発展に寄与することを目的とする。

主な事業内容

- 年間2回の定期演奏会の開催（アクトシティ浜松・大ホール）
- 移動オーケストラ教室の開催（浜松市内および近隣市町の小・中学校など）
- 「はましんファミリーコンサート」（3年ごとに開催される「浜松国際ピアノコンクール」優勝者との協演を含む）、「浜松市民オペラ」など、地域行政や他団体との連携によるコンサート等の開催
- 「浜響ソリスト・オーディション」の開催（若手演奏家との協演機会の創出）

楽団の概要

名称	公益財団法人浜松交響楽団	
設立	任意団体として	1976年3月1日
	財団法人として	1978年1月31日
	公益財団法人として	2012年3月28日
所在地（事務局）	〒432-8036 浜松市中区東伊場1丁目3番1号 グランドホテル浜松内	
電話・ファックス	053-454-6722	
Eメール	office@hamakyou.jp	
公式ウェブサイト	http://www.hamakyou.jp	

寄附のお申し込みについて

添付の申込書にて楽団事務局までお知らせください。

お申し込み方法は、郵送、ファックス、Eメールいずれの方法でも結構です。ご都合の良いご連絡方法も併せてご記入ください。お申し込みをいただき次第、楽団事務局からご連絡を差し上げます。

寄附金控除について

寄附金をいただきましたら、受領証明書を発行いたします。この受領証明書は、所得税及び個人住民税の控除を受ける場合に必要となります。

なお、個人住民税の控除につきましては、寄附を行った年の翌年の1月1日にお住まいの都道府県または市区町村が、「個人住民税に係る寄附金税額控除の対象寄附金」としてこの寄附金を条例で定めている場合に限りまますので、お住まいの都道府県または市区町村にお問い合わせください。

浜松市にお住まいの方は、以下の算式により寄附金控除が受けられます。詳しくはお近くの税務署までお問い合わせください。

① 所得税の寄附金控除

所得税(所得控除)の寄附金控除額 = (寄附金額 - 2,000円) × 所得税率

※ 所得税の確定申告を行うことによって控除されます。

② 住民税の寄附金控除

住民税(税額控除)の寄附金控除額 = (寄附金額 - 2,000円) × 10%

※ 10%の内訳は、政令指定都市の場合、県民税 2% + 市民税 8%です。

※ 所得税の確定申告を行う場合は、住民税の申告は不要です。所得税の確定申告記載時に、住民税の寄附金控除の適用に関する所定の事項を所得税申告書に記載することで控除となります。